



暑中お見舞い
申し上げます

慰霊・復興・平和を祈る長岡花火／Photo by T.Moriya

ハラスメントのない職場・社会をめざして——今村 幸次郎

2019年6月、ILO は、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約を採択しました。ハラスメントは、世界中で大きな問題となっており、加盟国は、その存在を許容しない環境を醸成する責任があります。日本でも、パワハラ防止法が制定されましたが、「いじめ・嫌がらせ」は、個別労働紛争の相談件数で12年連続最多という状況にあります。先日、ハラスメントをなくすためのコミュニケーションのあり方に関する学習会がありました。講師

(精神科医)のお話では、家族療法のひとつである「リフレクティング」の考え方が参考になるとのことでした。リフレクトとは、反射・反映・熟考・内省するという意味です。要は、相手の話をよく聞いて、相手と自分の差異を大切に「対話の態度」を身につけようというものです。リフレクティングは、家族療法の枠を超えて、平和活動としての意義も指摘されています。ハラスメントのない社会、平和な世界に向けて、是非、普及していきたいものです。

- | | | | | |
|------------|------------|------------|------------|------------|
| ●弁護士 清水 洋二 | ●弁護士 徳住 堅治 | ●弁護士 島田 修一 | ●弁護士 大熊 政一 | ●弁護士 鴨田 哲郎 |
| ●弁護士 野澤 裕昭 | ●弁護士 宮坂 浩 | ●弁護士 山内 一浩 | ●弁護士 桑 一郎 | ●弁護士 今村幸次郎 |
| ●弁護士 雪竹 奈緒 | ●弁護士 佐々木 亮 | ●弁護士 梅田 和尊 | ●弁護士 新村 響子 | ●弁護士 並木 陽介 |
| ●弁護士 蟹江鬼太郎 | ●弁護士 早田由布子 | ●弁護士 深井 剛志 | ●弁護士 小野山 静 | ●弁護士 大久保修一 |
| ●弁護士 市橋 耕太 | ●弁護士 伊藤 安奈 | ●弁護士 鈴木 悠太 | ●弁護士 高橋 寛 | ●弁護士 中西翔太郎 |
| ●弁護士 鈴木 創大 | ●弁護士 沼田 英久 | ●弁護士 金 東煥 | ●弁護士 杉尾 綾 | ●弁護士 守屋 智大 |
| ●弁護士 松井 真理 | ●事務局 一同 | | | |

戦後80年の軌跡——その光と影

清水 洋二

1. 今年は1945年8月15日の終戦から80年に当たる。当時7歳近い私がラジオで聞いた天皇の終戦の放送は、戦争の恐怖におののいていた日本国民全体に大きな解放感と安心感をもたらしたと言える。

1947年5月3日、国民主権・戦争放

棄を基調とした新憲法が施行され、日本は憲法と共に国民一丸となって復興の道を歩むことになる一方、1950年創設の警察予備隊は1954年に自衛隊という軍隊に準ずる組織になり、戦後80年の現在まで敵基地攻撃を含む軍事力の拡大が続く。

しかし、憲法9条の存在によりこの80年間わが国が主体的に戦争に参加することは無かった。

2. 私は、高卒後1957年に上京し、1964年に大学を卒業して都庁に就職した。当時の日本経済は右肩上がりの成長期の初期で東海道新幹線の開

通、東京オリンピックの開催など好景気に湧いていた。

1968年、司法修習生として札幌地裁で修習した時に私が遭遇したのが、いわゆる長沼ナイキ基地訴訟を担当していた福島裁判官への地裁所長からの圧力や、その後の私達青法協会員等に対する任官拒否・再任拒否や最高裁の判例変更を含む権力側からの凄まじい司法反動攻撃であった。

3. 1970年以降日本は、バブル経済崩壊、阪神淡路大震災、地下鉄サリン事件、東日本大震災と原発事故とい

った国民を震撼させる出来事が続き、2012年発足の第2次安倍政権は平和憲法を骨抜きにする集団的自衛権を容認する閣議決定を行い、安保関連法を成立させるに至った。私は、故寺井一弘弁護士らと共に憲法違反の法律は認められないことを国民に訴えて憲法9条の改悪を阻止すべく裁判所に訴訟を提起して闘った（なお、9条の会の運動も特筆に値する）。

世界では、ロシアによるウクライナ侵略やアメリカのトランプ大統領の独善的政策によるカオス状態が統

く一方、2024年、原爆の被爆者団体へのノーベル平和賞受賞という核廃絶に向けた画期的出来事もあった。

4. こうして戦後80年の出来事を振り返ると、いま、多くの国民が平和で安心して人間らしい生活を維持しているとは到底言えない。地球温暖化による異常気象が進み、人口も想定以上に減少し、人心の荒廃による特殊犯罪も増加している。平和憲法を死守して、これらの課題を今後数拾年も生きる人達にはぜひとも克服していただくことを切望する。

UP TO NOW

スキマバイト 大久保 修一

スキマバイトは、求人者（使用者）の短時間・単発の求人広告がアプリ上に掲載され、求職者（労働者）がこれに応募して契約を締結するという仕組みで、アプリ事業者がアプリ上のプラットフォームを提供するという三者間契約である。

アプリ事業者は、勤怠管理や給与の即日支払（代行）サービスも併せて提供している。

労働者は、出勤後、QRコードを読み込む等して勤怠の打刻をして、就労・退勤後、アプリ事業者から給与の即日支払いを受ける。

使用者は、後日、労働者に

支払った賃金に30%+ α という高額な手数料を上乗せした金額をアプリ事業者に支払う。

働くに際して締結される契約は雇用契約という位置づけであり、労基法や労契法の適用はあるものの、就労拒否、賃金未払いや労災、ハラスメントといった問題は後を絶たない。

三者間契約である、細切れ労働であるという観点から、日雇い派遣と同様に問題が内在する働き方になっているが、政府は法整備の必要性を感じておらず、むしろ、グレーゾーン解消制度等を通じてお墨付きを与えている状況にある。

スキマバイトについては、一時的利便性と引き換えに日本社会における雇用の破壊をもたらす危険性ははらんでいると考える。

実態調査と分析、立法整備が急務である。

芸能関係の労働問題

深井 剛志

2024年12月26日、公正取引委員会が「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査について」を発表しました。

この報告書は、公正取引委員会が、実演家と芸能事務所との契約関係において実演家側が事務所を退所、ないし移籍する際に生じるトラブルを実態調査したもので、独占禁止法から見た公正取引委員会の見解が示されています。

実演家は、労働基準法の保護が及ばない契約形態になっていることが多く、契約上のトラブルが発生した場合、非常に弱い



立場に置かれることが多かったものです。公正取引委員会の見解は、実演家を保護する方向での結論が多く、これまで弱い立場に置かれていた実演家側、また実演家の保護の活動をしている弁護士にとって非常に有用な内容になっています。

私自身も、この報告書の議論を参考に、動画配信者の退所後の競業禁止義務違反が争われた裁判で、実演家の完全勝訴の判決を勝ち取ることが出来ました。

今後も、実演家を含めた労働者の権利保護のために努力していきたいと思っています。

選択的夫婦別姓制度導入に向けた動き

小野山 静

「選択的夫婦別姓」制度の導入に向けた法案が、28年ぶりに衆議院で審議入りした。6月10日には衆議院法務委員会では参考人質疑が行われ、参考人5人がそれぞれ意見を述べ、選択的別姓か旧姓使用拡大かなどをめぐって鋭く対立した。

連合の小原成朗総合政策推進局長は「希望する人が自分の名字を名乗り続けられるかは、個人の尊厳や人権に関わる重要な問題だ」として、旧姓使用では人権尊重の要請に応えられないと指摘した。経団連の次原悦子ダイバーシティ推進委員長も「名前は人格そのもので、積み重ねてきたキャリア

や信用、人脈と密接に結び付いている。希望すれば生来の姓を維持できる制度は自分らしく生きるための大切な選択肢だ」と指摘した。

もっとも、長年導入を求める声が挙がっているにもかかわらず、今国会では自民党が法案の提出を見送り、野党3党がそれぞれに法案を提出し一本化できない状況で、またもや結論が先送りされた。夫婦別姓が制度化されていないのは、もはや日本だけである。ひとりひとりの意見や価値観に従って同姓・別姓を選択できる選択的夫婦別姓制度は、一日も早く実現されるべきである。

猿払事件と事務所創立者・東城守一弁護士

徳住 堅治

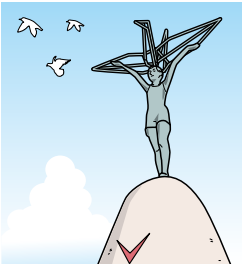
猿払事件は、1967年総選挙で社会党のポスター 6枚を公営掲示板に掲示等を理由に、全通組合員が略式命令（罰金5000円）を受けた事案。事件を聞きつけ、東城弁護士は即刻北海道の僻村猿払まで出かけ正式裁判に持込んだ。公務員の政治活動禁止をめぐる憲法問題として耳目を集めた。1審・2審は無罪。1974年最高裁は逆転有罪判決。『憲法事件を歩く』（岩波書店）の著者渡辺秀樹氏が猿払事件に注目し、最近東城弁護士に関する取材を受けた。



平和憲法を永久に

島田 修一

被爆80年、戦後80年。平和憲法施行後78年。私が26歳で旬報法律事務所に入所して51年。あと何年と考えることなく現在も毎日、事務所に通っていますが、戦争しない日本を投げ捨てて軍事国家に作り変える動きを安倍・菅・岸田内閣に続いて石破内閣も強めている今日、戦争する国づくりと、そのための憲法改悪は絶対に阻止するべく、これからも通い続けます。がんばりましょう。



世界遺産・聖ソフィア聖堂が被害

大熊 政一

ロシアによるウクライナ侵攻が始まって以来、ずっと怖れていたことだが、ウクライナの首都キーウにある世界遺産・聖ソフィア聖堂が、ロシアの空爆でついに一部損壊の被害を受けた。



JUNPO

ア・ラ・カルト

46億年の歴史

嶋田 哲郎

地球の46億年は気候変動の歴史という。今は氷期と氷期の間で超長期的には寒化化に向かうハズという。しかし、人類は産業革命以来200年で1.1度も温暖化させてしまった。しかるに最大の排出国米中が二酸化炭素ガスの抑制に熱心ではない。欧米、特に欧州の若者は授業ポイントなど集団で活動している。日本の若者も裁判を起こすなどの活動はしているが、まだまだ。ここ数年で世論が変わったLGBTのような流れはどうしたらできるのか？



学術会議問題

宮坂 浩

戦争に協力した反省をふまえ、国の機関でありながら政府から独立し、平和と人類の福祉を目的とした日本学術会議が廃止され、総理大臣の強力な統制下に置かれた特殊法人が来年発足します。軍事研究に反対してきた日本学術会議が解体されることで、軍事研究への歯止めがかからなくなるだけでなく、学問の自由、言論の自由への介入が危惧されます。学問の自由、言論の自由が損なわれれば、トランプ政権による大学や研究機関への圧力に見られるように、時の政権には好都合でも、合理的な根拠を欠いた政策が推進される恐れがあります。今後も私たちはこの問題に関心を持ち続け、声を上げ続ける必要があります。

生活をラクにする早道は？

山内 一浩

備蓄米緊急放出がされても、ブランド米の値段は高止まり。野菜以外の食品は毎月のように値上がりし、家計支出は増えるばかり。こういう時こそ、家計に直結の消費税を減税し、国民生活を応援しながら経済を回すことが必要だ。財源は、将来世代に負担を先延ばしする赤字国債発行はもってのほか。内部留保を史上空前規模の539兆円もため込んで担税力十分な大企業や、富裕層に応分の負担を求めるのが公平だろう。



世代間ギャップの悩み

棗 一郎

今年の4月から学習院大学の法学部とロースクールで労働法の授業を担当することになった。週3回も授業があり、その準備に追われて大変である。しかし、労使紛争を解決するための生きた労働法はどのように使われているかを教えることは、私にも改めて学びがある。学部生は1、2年生だからまだ十代が多数である。私の娘も現役の大学生。どうやれば伝わるのか？娘と同じ学生達との世代間ギャップに悩まされる日々が暫くは続くのだろうか？



逞しいジャガイモ

佐々木 亮

毎年、春や夏になると庭先に野菜を植えたりしていますが、今年は数年ぶりにジャガイモを栽培しました。3月ごろに種イモを埋めると6月ごろに収穫できます。ほぼほぼ世話もせず、放っておくだけなのですが、けっこう取れました。しばらくジャガイモは買わなくてよさそうです。



カスハラ対策の法律が成立！

梅田 和尊

顧客が企業や従業員に不当な要求や迷惑行為（例えば、暴言や威圧的態度、過度な謝罪要求）を行うカスタマーハラスメント（カスハラ）が社会問題化しているのを受けて、今年の6月、企業にカスハラ対策を義務づける法律改正がなされた。この改正で、企業はカスハラ被害を防ぐために行動したり、被害が生じた場合の従業員に対するフォローなどを行う必要がある。施行は2026年中を予定しているが、カスハラは従業員に対する人権侵害の問題である。施行を待たずに企業は早急に対応することが必要だ。



東大法科大学院で教鞭をとっています

新村 響子

今年の4月から、東京大学法科大学院で、法曹を目指す学生たちに労働法を教えています。労働法演習のクラスでは、ゼミ形式で質問を投げかけながら、労働判例の背景にどのような社会的問題があるのか、当事者代理人が検討すべきことは何か、判決がどのような結論を導いたのか、考えてもらっています。準備は大変ですが、素直で一生懸命な学生たちとの交流は楽しいものです。将来、労働者の人権を守る法曹となってもらえるよう、心を込めて教えたいと思います。



また一步、新しい戦前に

並木 陽介

過去の戦争において学問の自由が侵害され、科学者が戦争に協力させられて無謀な戦争に突き進んだことへの反省から、学術会議が設立され、政府から独立した存在として活動してきました。ところが、学術会議の人事や運営等について、政府の介入を可能とするいわゆる「学術会議解体法案」が成立しました。学問の自由は、単に国民の自由というだけでなく、国力の源泉となり、また経済の基盤ともなり得るものです。この法案が成立したことで、学問の自由が脅かされ、ますます息苦しい世の中になっていくとともに、国の力が削がれ、経済にも暗い影を落とすことになるでしょう。国民監視や報道の自由の侵害が進む中、また一步、新しい戦前に近づいたように感じられます。

東京過労死弁護団の幹事に就任しました

蟹江 鬼太郎

本年から東京過労死弁護団の幹事に就任しました。労災事件においては、個々の相談者様、依頼者様のために力になれるよう研鑽することはもちろん、労働時間の過小認定の問題、在宅ワークにおける労働時間の認定の問題、遺族年金男女支給格差の問題など、制度や運用の課題・問題にも取り組めればと思っています。



「給特法」改正にみる働かせ放題の仕組み

市橋 耕太

今年国会で、公立学校教員に対し給料月額4%の「教職調整額」を支払う代わりに残業代を支払わないことを定めている「給特法」が改正されましたが、長時間労働の温床である同法の「定額働かせ放題」の仕組みは維持されました。公教育は崩壊の瀬戸際にあり、実際に教員不足で担任が確保できない学校も増えています。引き続き制度面の改善に取り組むとともに、各地域の学校の先生の働き方にも目を向けていただければと思います。



沖縄と台湾―現地の視点から

高橋 寛

今年の5月、弁護士団体の会議で沖縄を訪れ、企画の一つとして沖縄県出身の小松寛准教授(平和学)と台湾出身の許仁碩先生(法社会学)から、東アジアの平和についての議論をお聞きしました。特に感じたのは、現地の声を尊重し、よく聞くことの重要性、そして、日本の国会や最高裁が向ける沖縄への態度がドメスティックバイオレンスのような構造だということです。私たち沖縄県外の間が、沖縄に押し付けてしまっている負担に自覚的になり、その自覚を広めていくことが改めて重要だと感じました。



保護されるべき「労働者」とは

沼田 英久

現在、「労働基準法における『労働者』に関する研究会」にて、労働者性について議論されています。労働基準法は「労働者」保護のための法律で、同法における「労働者」に当たるか否かによって保護の程度は大きく変わります。「労働者」保護の必要性が、どのような事情からの要請なのかを見極めれば、保護すべき「労働者」もおのずと定まる気はしますが……。ということを考えながら目を瞑ってよく寝ています。難しい問題です。



早起き、始めました。

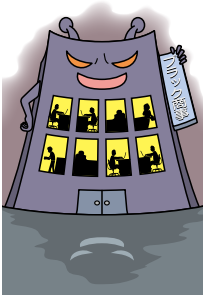
金 東煥

夜型生活を改め、朝型の生活に挑戦しています。きっかけは、著名な経営者の多くが朝型であると知ったことでした。また、夜が遅いと家族と過ごす時間が限られてしまうという悩みもありました。とはいえ、私は学生時代から生粋の夜型人間です。習慣が身につくまでには平均66日かかる聞き、毎日自分との戦いです。現在は夜11時就寝、朝5時起床を実践していますが、まだ慣れないのが正直なところです。より充実した毎日を目指し、頑張ります。

ブラック企業との戦い

杉尾 綾

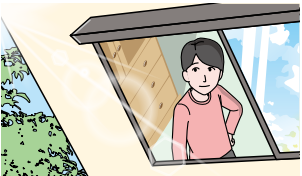
今年5月30日、関東学院大学の経営学部の講義で、「ブラック企業と戦うためには」というタイトルで授業を担当する機会がありました。どうすれば学部生にわかりやすく、また労働問題を身近に感じてもらえるか、大学の講義を担当するこ



ブラック企業との戦い

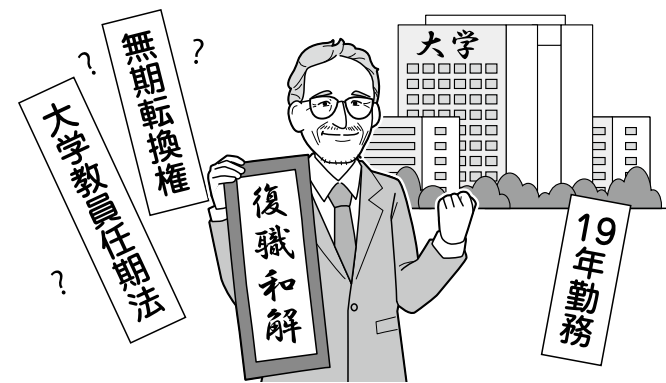
杉尾 綾

今年5月30日、関東学院大学の経営学部の講義で、「ブラック企業と戦うためには」というタイトルで授業を担当する機会がありました。どうすれば学部生にわかりやすく、また労働問題を身近に感じてもらえるか、大学の講義を担当するこ



信州大学雇止め事件 復職和解しました

早田 由布子



信州大学で19年にわたって1・2年生の英語教育に携わってきた原告（ブライアリー マーク アランさん）は、2024年3月末日をもって雇止めされ、地位確認等を求めて長野地裁松本支部に提訴しました。

大学教員任期法では、多様な人材の確保が特に求められる教育研究職については通常5年で認められる無期転換権が10年経過しなければ発生しないと定めています。本件では、(1)無期転換が認められるか（大学教員任期法の適用があるか）、(2)雇止めは有効か、が争点となりました。

本件の審理中に、大学教員任期法の適用範囲を広く解釈した最高裁判決（羽衣学園事件判決）が出されました。しかし、裁判所がこれに左右されすぎることなく進行し、同時に信州大学教職員組合による粘り強い復職交渉が行われた結果、2025年4月から原告を復職させる等の内容で和解が成立しました。

大学において有期契約で働く教職員の地位の不安定さは、当該教職員の生活の安定の面においても問題であり、学術研究の発展も阻害するものと考えています。教職員の地位の安定を目指し、力を尽くしていきたいと思います。



大気公害患者に 医療費制度を！

雪竹 奈緒

東京、神奈川、名古屋、大阪等の気管支ぜん息等患者が、自動車排ガスを原因として病気を発症したとして公害等調整委員会（公調委）に責任裁定（損害賠償責任の有無及び賠償額を決定する手続き）を申し立てた事件で、公調委は、6月2日、申立てを棄却する決定をしました。申請人側は、1980年代以降、中小型トラック・バス等のディーゼル化により広範囲の面的な大気汚染を発生させたとして、自動車メーカーと国・環境省の責任を追及しましたが、公調委は面的な汚染と気管支ぜん息の発症・増悪の因果関係を認めませんでした。

この結論は、これまでの東京大気汚染訴訟等の判決にも反する不当なものであり、気管支疾患に苦しんできた患者にとって到底受け入れられるものではありません。申請人らは裁定を不服として、7月1日に提訴しました。

患者らの一番の願いは、国と自動車メーカーの責任で医療費制度を創設することです。国や自動車メーカーは、これまで公調委の説得にも耳を貸さず、責任逃れを繰り返しています。大気汚染被害に苦しむ患者が安心して医療を受けられるよう、今後も運動を続けていきます。

ファミリー・フレンドリー・アワード

鈴木 悠太

旬報法律事務所が第11回第二東京弁護士会ファミリー・フレンドリー・アワードを受賞し、今年1月の新年式で第二東京弁護士会から表彰を受けました。

第二東京弁護士会のファミリー・フレンドリー・アワードとは、「効果的・先駆的なワーク・ライフ・バランス推進策を実施している法律事務所を表彰し、その優れたワーク・ライフ・バランス推進策を会内及び社会に広く紹介するもの」とされています。

当事務所では、労働者である事務所の産休・育休はもちろん、個人事業主である所属弁護士についても、女性の産休育休制度、男性の育休制度を設けています。

私自身も、制度を利用して2022年と2025年にそれぞれ3か月以上の育休を取得しました。個人事業主である弁護士は、子育て中であっても裁判を止めるわけにはいかず、また育児休業給付金のような収入保障もないため育休を取得しづらいという現実があります。当事務所では、複数弁護士での共同受任と、産休育休制度による収入保障により、弁護士も子育てに参加しやすい環境が整っています。



徳住弁護士の喜寿記念会

伊藤 安奈



2025年3月26日、徳住堅治弁護士の喜寿記念論集『労働者の権利と労働法における現代的課題』の出版記念会を開催しました。労働弁護士団で実行委員会を立ち上げ、私もその一員として準備・運営に携りました。

当日は、事務所内外の弁護士、学者、労働組合関係者等120名以上が参加し、大盛況でした。当日ご挨拶をいただいた方々の他、事前に徳住弁護士と親交のある方々にインタビューを行い、ビデオメッセージを上映しました。徳住弁護士には秘密で用意した企画だったので、古くからのご友人や奥様が映し出されると、徳住弁護士が目丸くして驚き、照れたように笑っていたのが印象的でした。皆さんのお話から、徳住弁護士の労働事件における活躍ぶり、貢献を改めて知ることができました。

「生涯浮気しないで労働事件に取り組みたい」と旬報法律事務所の門を叩いたという徳住弁護士。喜寿を迎えた今、「もし、もう一度人生があるなら、改めて労働弁護士を生きたい。」と語り、生粋の「労働弁護士」だと感じました。これからも我々若手の目標として、ご指導ください。改めて、おめでとうございます！

法律
相談

相続登記 守屋 智大



不動産を相続しました。相続したのは、相続登記が義務化された2024（令和6）年4月1日より前です。この場合、相続登記はしなくてもよいのでしょうか。



相続登記は必要です。

相続登記の義務化を定めた改正不動産登記法は、2024（令和6）年4月1日に施行されました。これによって、不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続登記をすることが義務になりました。また、ご質問のように、施行日前に相続したことを

知った不動産で、相続登記が済んでいないものについても、2027（令和9）年3月31日までに相続登記をすることが義務になりました。

複数の相続人がいる場合は、早めに遺産分割の話し合いを行い、その結果、不動産を取得した方が、相続登記をしなければなりません。

なお、遺産分割が調わず、3年以内に遺産分割の結果に基づく相続登記をすることが難しそうであれば、相続人申告登記をすることによって、登記義務を果たす方法があります。

相続や遺産分割でお困りのことがありましたら、弁護士が法律相談をいたしますので、お気軽にお問い合わせください。

2024年3月8日（土）、第32回 JUNPO 法律セミナーを行いました（会場：航空会館ビジネスフォーラム）。

今回は、テーマを「知って安心！終活にまつわる法律相談」として、相続の基礎知識・遺言の書き方・「墓じまい」などなど、終活にまつわる法律のポイントについて解説しました。講師は弊所の今村幸次郎弁護士と伊藤安奈弁護士が担当しました。

当日の参加者は合計59名（会場参加40名、ウェブ参加19名）と、大変多くの方にご参加いただきました。また、参加者のみなさまからは、「具体的でとても分かりやすかった」、「とても役立ちました」といった感想をいただいております。内容も好評でした。

今後も、みなさまの日々の生活のなかで役立つような法律問題をテーマに、毎年セミナーを実施していく予定です。



第32回

JUNPO 法律セミナーの報告

鈴木 創大

編集後記

地球温暖化は言葉を変え「気候危機」と呼ばれるまでになりました。海の中では海水温の上昇で海藻が消え、サンゴが死に絶え真っ白になっている写真を目の当たりにしました。少しでも環境にやさしいことを考え実践したいと日々思っています。まずはマイボトルから。（松本）

業務告知板

- 営業時間／午前9時～午後7時、第3火曜日午後3～5時は事務所会議のため電話受付を一時休止しております。（土・日・祝日休み）
- 取扱業務／不動産・借地・借家・金銭貸借・交通事故・破産・公害・離婚・相続・行政・労働・労災・少年・刑事等
- 法律相談料／30分5,500円（税込）、以降30分毎に同額加算。法律相談については、予約制になっております。電話またはホームページでお申込みください。
<https://junpo.org/>

新人紹介

■ 弁護士 ■ 松井 真理（まつい まり）

◆プロフィール

東京大学、同法科大学院を卒業し、山形での修習を経て、弁護士となりました。大学で所属していたゼミで、様々な社会問題、人権問題についてフィールドワークを通して学んだことで、当事者の方と直接向き合ってお力添えをすることができると弁護士という職業に魅力を感じました。



◆事務所にあった動機

社会問題の中でも、労働問題は当事者の方の生活、人生に直結し得るものです。そこで、特に労働事件について豊富な経験を持つ旬報法律事務所、労働者の権利が当然に守られる社会の実現のために尽力をしたいと考えました。

◆いまハマっているもの

これからマラソン（短距離）にハマろうと思っています。昨年、マラソン大会（5km）に初参加しましたが、現在運動不足なので、今後もゆるゆると走る機会を作りたいです。

■ 事務局 ■ 越野 莉多（おしの りた）

◆プロフィール

神奈川県出身です。横浜や箱根、江ノ島など多くの観光スポットがあるのが魅力です。動物が好きで、犬と猫を一匹ずつ飼っています。

◆動機

学生時代のボランティア活動の経験から人権擁護のために貢献したいという思いがあり、労働者側の立場にたって活動する旬報法律事務所に魅力を感じて入所しました。



◆事務所の印象

皆様大変優しく丁寧に指導して下さいます。一つひとつの仕事に丁寧に取り組み、業務の中で学んだことをきちんと吸収していただけるよう、日々精進してまいります。

◆好きなこと・もの

眠る前に音楽を聴くこと。枕元にスピーカーを置いてリラックスできる音楽を流すとよく眠れます。

◆苦手なこと・もの

ホラー映画。ドッキリ要素が強かったり、突然大きな音が出たりする作品は特に苦手です。

■ 事務局 ■ 上吉 元（うえよし げん）

◆プロフィール

東京生まれ。高校までは東京で、大学は京都の龍谷大学に進学しました。大学では日本の歴史と仏教のつながり、特に中世の仏教、鎌倉新仏教について研究していました。大学卒業後は学童の職員などを経て旬報法律事務所に入所しました。



◆事務所の印象

事務局、弁護士の先生方も親切で所内の雰囲気もとても良いです。わからないことについても丁寧に教えてくださるので、貢献できるよう精進してまいりたいと思います。

◆好きなこと

映画鑑賞、レコードの収集、少林寺拳法です。少林寺拳法は小学校3年生から現在まで16年続けていて、母校での指導を毎週行っています。今後は本格的に昇段や大会への出場を再開しようと考えています。

※写真はOB会での一枚です。